

CMCで、またも追給が発生！

2月5日、幹事間において、「申」第14号（CMC出向者への勤務指定に関する申し入れ）について回答を受けました。席上組合は、業務委員会を開催し正式に回答することを求めました。しかし会社は、「勤務指定はCMCが行うもので、J R 東海はデーターを貰い賃金を支払うだけであるから業務委員会の付議事項には当たらない。しかし、賃金の関係であり窓口で回答する」として業務委員会の開催に応じませんでした。

この問題は、CMC（セントラルメンテナンス株式会社）に出向している組合員に対して、就業規則の制限を超えて勤務が指定されていたことが発覚したもので、その原因の究明や対策の確立を求めて申し入れていたものです。

また、昨年の10月に追給して以降、再調査した結果、またもやCMC勤務担当者の清算データーのチェック漏れというミスにより6名の組合員に追給が発生し、2月の給料で清算することを正式に明らかにしました。

1. 就業規則の制限を超えて勤務が指定されていた原因を詳細に明らかにすること。

回答：CMC担当者の認識不足により、CMCの就業規則に定める、1ヶ月を平均し週40時間（平成19年7月21日以前、7月22日～平成20年3月31日までは4週間を平均し週40時間）を超える勤務指定した変形期間があり、平成20年3月下旬に自主検査に発見したと聞いている。

2. 再発防止の対策を詳細に明らかにすること。

回答：平成20年4月にプロジェクトチームを発足させ、制度改正や勤務管理システム、勤務体制のチェックを行った。平成20年4以降には同様の事象は発生していない。

3. 全出向者の勤務指定について把握し報告すること。

回答：その様な考えはない。

4. 後処理としての未払い賃金は全出向期間とすること。

回答：労基法115条に定める賃金債権の消滅時効に基づき事象が発生した平成20年3月より2年間遡り、平成20年4月を始点として調査を行い賃金精算を行っている。

組合：3項はなぜ言えないのか。

会社：個人情報観点からである。

組合：平成20年4月を始点としているが、就業規則を守らず信義則に反した行為であ

り、CMCは全期間の賃金を払うべきだ。

会社：労基法に則り対応する。

組合：あくまでも2年間の請求しかしないということか。

会社：そうだ。

組合：再追給される組合員は誰だ。

会社：個人情報の関係で明らかに出来ない。

組合：6名の所属はどこだ。

会社：幹鉄事1名、東海鉄事4名、関西支社1名だ。

組合：本人にきちっと説明していないケースがある。指導を徹底すること。

会社：丁寧に説明するよう指導する。

以 上